

議第 40 号

下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するもの。

下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例

下呂市児童福祉金支給条例（平成16年下呂市条例第88号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市児童福祉金支給条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)